

高産第160号
令和5年8月30日

高松市中小企業
勤労者福祉共済事業 加入事業所 各位

掛金における消費税の取扱いについて

高松市長 大西 秀人
(公印省略)

当事業の掛金における消費税の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。

なお、令和6年4月分の掛金納入通知書より、当該掛金について「消費税課税対象外」の旨を記載する予定です。御理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 掛金における消費税の取扱い
消費税課税対象外

2. 根拠
消費税法基本通達 5-5-3 (詳細は国税庁ホームページを御確認ください)
U R L : <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shohi/05/05.htm>

3. お問い合わせ先

・高松市 産業振興課	T E L : 087-839-2411 (平日 9:00~17:00)
・ウェルぱる高松事務局	T E L : 087-844-3516 (平日 9:00~18:30)